

北海道告示第10338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年（2026年）3月3日

北海道知事 鈴木 直道

氏名	業務の種類	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
花田 亜紀	はり師 きゅう師	おとふけ訪問鍼灸	河東郡音更町宝来仲町南2丁目7-4 コーポフレンズ202号室	令和8年1月26日
岡 稜介	はり師 きゅう師	訪問鍼灸ユーカーリ	河東郡音更町木野大通東2丁目1番地7 皆川ビル505号室	同上
神代 幸一	あん摩マッサージ指圧師	神代 幸一	恵庭市黄金中央1丁目10-6 フォンテータヌ4 104	令和7年12月10日
佐藤 公昭	あん摩マッサージ指圧師	訪問鍼灸マッサージ KEiROW 千歳中央ステーション	千歳市新富1丁目7-5 平和ビル1F	令和8年2月27日